

○JR 高尾駅構内通行費用支援事業補助金交付要綱

---

平成 21 年 12 月 15 日

施行

改正 平成 22 年 4 月 1 日 平成 22 年 7 月 1 日  
平成 23 年 4 月 1 日 平成 24 年 4 月 1 日  
平成 25 年 4 月 1 日 平成 26 年 4 月 1 日  
平成 26 年 6 月 1 日 平成 27 年 4 月 1 日  
平成 28 年 4 月 1 日 平成 29 年 4 月 1 日  
平成 30 年 4 月 1 日 平成 31 年(2019 年)4 月 1 日  
令和元年(2019 年)5 月 1 日 令和 2 年(2020 年)4 月 1 日

### 第1条 (趣旨)

この要綱は、JR 高尾駅の南北地域を往来するため構内を通行するために購入した入場券の費用を負担する者に対して、市が予算の範囲内において交付する補助金について、補助金等の交付の手續等に関する規則(昭和 35 年八王子市規則第 19 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 第2条 (補助対象者)

補助金交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、市内在住で次の各号のいずれかに掲げる者(以下「利用者」という。)であり、通行に要する普通入場券または定期入場券(以下「入場券」という。)の購入代金を自己負担する者とする。

- (1) 65 歳以上の者
- (2) 身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持する者

2 利用者の入場券の購入代金を負担し、かつ市内に在住する者についても補助対象者とする。

### 第3条 (補助対象経費)

補助金の交付の対象とする経費(以下「補助対象経費」という。)は、利用者が JR 高尾駅の南北地域を往来するため同駅の構内を通行するために購入した入場券の購入代金とする。

2 前条 1 項 2 号の手帳を所持する者が次に掲げる要件をすべて満たす場合は、利用者の介助に要する者(以下「介助者」という。)が通行に供する入場券の購入代金についても補助対象経費とすることができる。

- (1) 利用者の所持する前条手帳の旅客運賃減額種別欄に第 1 種の記載のあること。
- (2) 介助者の入場券の購入代金を補助対象者が負担すること。
- (3) 補助対象経費となる入場券の購入代金は、利用者の通行 1 回につき介助者 1 名分とすること。
- (4) 利用者と介助者が同時に通行したことが確認できること。

#### 第4条 （補助金額）

補助金の交付額（以下「補助金額」という。）は、利用者1名につき、別表1に掲げる金額とする。

2 前条2項により補助対象経費となる介助者の補助金額は、利用者の通行1回につき介助者1名分とし、別表1に掲げる金額とする。

#### 第5条 （登録申請）

補助金を受けようとする補助対象者は、補助金の申請に先立ち、登録の申請をしなければならない。なお、登録内容に一部変更があった場合には、ただちに、変更申請書（第8号様式）又は変更届（第9号様式）を提出しなければならない。

2 前項の登録申請には、JR 高尾駅構内通行費用支援事業の登録申請書兼支払金口座振替依頼書兼委任状（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 第2条1項1号の年齢が確認できる書類の写し、または第2条1項2号の手帳の写し
- (2) 現住所が確認できるもの
- (3) その他市長が指示する書類

#### 第6条 （登録認定）

市長は、補助対象者から第5条による申請書の提出を受けたときは、内容を確認した上で、認定結果を JR 高尾駅構内通行費用支援事業登録内容認定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

#### 第7条 （補助申請）

補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「補助金交付申請者」という。）は、JR 高尾駅構内通行費用支援事業補助金交付申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添付し、提出しなければならない。

- (1) 普通入場券の購入を証する領収書、または使用済みの定期入場券
- 2 補助金交付申請書は、6か月分をまとめて提出することとする。補助金交付にあたっては、6か月分の利用に対し、一括で振り込むこととする。
- 3 前項の補助金の交付申請は、別表2に掲げる申請時期に申請内容の期間分を申請しなければならない。

#### 第8条 （交付決定）

市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、内容を確認し、補助金を交付することとした場合には JR 高尾駅構内通行費用支援事業補助金交付決定通知書（第4号様式）により、交付しないこととした場合にはその旨を、補助金交付申請者に通知するものとする。補助金交付申請者は、JR 高尾駅構内通行費用支援事業補助金交付決定通知書を受け取った場合には、すみやかに請求書（第5号様式）を提出するものとする。

## 第9条（実績報告書）

補助金交付申請者から第7条によるJR高尾駅構内通行費用支援事業補助金交付申請書の提出を受け、第8条による交付の決定及び通知を行った場合、補助金交付申請者に求める実績報告書の提出を省略するものとする。

## 第10条（確定通知書）

補助金交付申請者から第7条によるJR高尾駅構内通行費用支援事業補助金交付申請書の提出を受け、第8条による交付の決定及び通知を行った場合、市長は、確定通知書の通知を省略するものとする。

## 第11条（交付時期及び方法）

補助金の交付時期は、別表2に掲げる時期に行う。ただし、定期入場券について、令和3年(2021年)3月2日以降が利用開始日のものは、令和3年(2021年)4月以降に継続して本要綱で規定する内容と同様の補助金の交付を行う場合については、令和3年(2021年)度の予算により補助金交付を行うものとし、継続されない場合については補助金の交付を行わないものとする。

## 第12条（資格の消滅）

補助金申請の資格は、次の各号に該当した日をもって消滅する。

- (1) 補助対象者が第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 利用者が入場券を不正使用したとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

## 第13条（補助金の返還）

補助金の交付を受けようとする者が、偽りその他不正の手段又は、暴力団の利益となる利用で補助金を受け取ったことが判明した場合には、その全部または一部を返還させることができる。（八王子市暴力団排除条例第9条）

## 第14条（補助金制度の見直し）

この補助金については、令和3年(2021年)度に『「補助金制度見直し方針」の策定について』（平成31年3月15日付財務部長通知）に基づき見直しを行う。

附 則

この要綱は、平成21年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年(2019 年)4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年(2019 年)5 月 1 日から施行する。

附 則

1.この要綱は、令和 2 年(2020 年)4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

2.第 2 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、施行日から令和 3 年(2021 年)4 月 1 日までの間に

65 歳に達する者は、補助対象とする。

別表 1

コース名	入場券の種類	区分	補助金交付額
定期入場券 コース	定期入場券	大人	1月当たり、2,000円
		小児	1月当たり、1,000円
普通入場券 コース	普通入場券	大人	1月当たり、2,000円を上限とする額。 ただし、2,000円に満たない額の場合は、当該金額
		小児	1月当たり、1,000円を上限とする額。 ただし、1,000円に満たない額の場合は、当該金額

別表 2

申請時期	請求期限	申請内容	補助金交付時期
令和2年(2020年) 10月	令和2年(2020年) 11月13日	令和2年(2020年) 4月～ 令和2年(2020年) 9月分	令和2年(2020年) 11月末
令和3年(2021年) 4月	令和3年(2021年) 5月14日	令和2年(2020年) 10月～ 令和3年(2021年) 3月分	令和3年(2021年) 5月末